

# 特定非営利活動法人八丈島あそびと文化のNPOあびの実 細則

## 1. 目的

この細則は、特定非営利活動法人八丈島あそびと文化のNPOあびの実定款(以下、「定款」という。)に定めた内容を補足し、特定非営利活動法人八丈島あそびと文化のNPOあびの実(以下「当法人」という。)を適切に運営することを目的とする。

## 2. 位置づけ

この細則は、定款の下位文書として位置づけられる。

## 3. 会員

定款第6条に規定する一般会員については、下記のような種別を設ける。

- (1)大人会員 19歳以上の個人
- (2)子ども会員 4歳から18歳の個人
- (3)ハート会員 特別措置として理事会が認定した個人
- (4)プレ会員 一部の活動にのみ参加する4歳以上の個人

## 4. 入会金及び年会費

年会費については、下記のように定める。

- (1)正会員及び大人会員 入会金100円 年会費5,000円  
※子ども会員とペアで入会する場合は年会費4,000円
- (2)子ども会員 入会金100円 年会費1,000円
- (3)ハート会員 入会金100円 年会費3,000円
- (4)プレ会員 入会金100円 年会費500円
- (5)賛助会員(団体) 入会金なし 年会費10,000円

## 5. 特別会費、入場料及び参加費

舞台芸術鑑賞や表現活動、体験活動の特別会費、入場料及び参加費については、理事会で決定する。舞台芸術鑑賞事業における1日会員の会費のことを特別会費とする。

## 6. 役員及び運営スタッフ

役員及び運営スタッフについては、下記のように定める

- (1)理事長は運営委員長を兼任する。
- (2)副理事長は副運営委員長を兼任する。
- (3)事務局長、会計は、理事の中から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(4) 運営委員は役員とともに運営の要を担う。正会員の中から、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(5) 協力委員はそれぞれの可能な範囲で運営に協力する。会員の中から、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(6) 運営委員、協力委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 7. 会議

当法人で開催される会議体については、下記のように定める。

### (1) 総会

総会は定款に基づいて開催される。

### (2) 理事会

理事会は定款に基づいて開催される。

### (3) 運営委員会

運営委員会は理事及び運営委員で構成され、必要に応じて理事長が召集する。総会の決定を執行するとともに、活動が円滑に行われるよう必要な措置をとることができる。

### (4) 役員会

役員会は必要に応じて理事長が召集する。

### (5) 専門部会

運営委員会のもとに、専門部会をおくことができる。

## 8. 理事長による専決

定款の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由により、予算の追加または更正等をする必要が生じたときは、理事長による専決にて決定し、総会での事後承認とすることができる。

## 9. 細則の施行及び改正等

(1) 承認 この細則は理事会によって承認される。

(2) 実施 この細則は理事会が施行日を決定する

(3) この細則は定期的に見直しを行い、改正が必要となった場合には、上記(1)及び(2)に従うとともに、改正後の内容をすべての会員に周知しなければならない。